

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 財契093
- (2) 請負の表示 大阪大学豊中地区産業廃棄物収集運搬処理業務 一式
(別紙仕様書のとおり)
- (3) 請負期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
なお、契約期間満了の60日前までに、発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き契約期間を令和9年3月31日まで延長するものとする。
- (4) 請負場所 別紙仕様書のとおり

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪府知事、積替保管場所の行政庁の長（積替保管を行う場合）及び処分地の行政庁の長より産業廃棄物収集運搬業の許可及び処分地の行政庁の長より産業廃棄物処分業の許可を受けた者であること。
- (3) 本学と取引実績のある者、または収集運搬業者が大阪府知事より優良な産業廃棄物処理業者の認定を受けていること。
- (4) その他本学経理責任者が適当と認めた者。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学 財務部契約課 役務係
電話 06-6105-6237
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできる。
- (3) 見積書提出期限
令和7年1月29日（水） 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

第2号様式

見 積 書

調 達 番 号 : 財契093
 請 負 の 表 示 : 大阪大学豊中地区産業廃棄物収集運搬処理業務 一式
 見 積 金 額

区分	単価	年間予定数量	年間見積金額
圧縮不可な 産業廃棄物 収集運搬料	円/m ³	657 m ³	円
圧縮不可な 産業廃棄物 処理料	円/m ³	657 m ³	円
圧縮可能な 産業廃棄物 収集運搬料	円/回	63回	円
圧縮可能な 産業廃棄物 処理料	円/kg	14,205kg	円
合 計			円

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
 会 社 名
 氏 名
 電話番号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除くこと。
- ※ 見積書の日付は、提出日とすること。
- ※ 収集運搬業者と処理業者が異なる場合、見積書等は収集運搬業者、処理業者のどちらか一方が一括して提出すること。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（2）及び（3）】に示した資格について、それを有しているかどうかを証明するための書類を見積書に添付すること。

仕 様 書

請負の表示 大阪大学豊中地区産業廃棄物収集運搬処理業務 一式

請負の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

なお、契約期間満了の60日前までに、発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き契約期間を令和9年3月31日まで延長するものとする。

1. 収集運搬業者及び中間処理業者は、産業廃棄物の収集運搬処理を本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）並びに関係法令に従って実施するものとする。
2. 収集運搬業者は、大阪府知事、積替保管場所の行政庁の長（積替保管を行う場合）及び処分地の行政庁の長より産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。中間処理業者は、処分地の行政庁の長より産業廃棄物処分業の許可を受けた者とする。
3. 収集運搬業者は、大阪府知事、積替保管場所の行政庁の長（積替保管を行う場合）及び処分地の行政庁の長が許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」の写しを発注者に提出するものとする。中間処理業者は、処分地の行政庁の長が許可した「産業廃棄物処分業許可証」の写しを発注者に提出するものとする。
4. 産業廃棄物の収集作業は、別紙2で示した国立大学法人大阪大学基礎工学研究科、附属図書館、人文学研究科、法学研究科、高等司法研究科、経済学研究科、教育・学生支援部、全学教育推進機構、総合学術博物館・待兼山修学館、大阪大学会館、キャンパスライフ健康支援・相談センター、国際公共政策研究科、財務部契約課、D3センター、まちなね保育園、豊中共創棟B及び理学研究科を排出事業単位とし、別紙1で示した収集場所または別途指定した場所において行うものとする。
5. 収集運搬業者は、廃プラスチック類等の圧縮可能な産業廃棄物は重量で計量し、その他の産業廃棄物は容積で計量するものとする。
ただし、圧縮可能な産業廃棄物の収集運搬については、以下のとおりとする。
 - (1) 計量器付きのパッカー車またはトラックにより回収する場合
集積場ごとに回収重量を計量器で計量して打ち出した計量票を各排出事業単位に提出し、本学係員の確認を受けること。
 - (2) 計量器付きでないパッカー車またはトラックにより回収する場合
集積場ごとの回収重量を計量所でそれぞれ計量して発行した計量証明書を各排出事業単位に提出し、本学係員の確認を受けること。

6. 産業廃棄物の種類及び年間予定数量

①種類

廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず・木くず（貨物の流通のために用いたパレット等）・陶磁器類・OA機器（家電リサイクル対象品目及びリサイクル可能なものは除く。）

②予定数量

[圧縮不可な産業廃棄物に係る予定数量]

予定排出数量 657m³

[圧縮可能な産業廃棄物に係る予定数量]

予定排出数 14,205kg

予定収集運搬回数 63回

7. 産業廃棄物の収集運搬の日程は、本学係員（排出部局担当者）と協議して決定するものとする。収集運搬業者は可能な限り収集運搬日をまとめ、一ヶ月あたりの排出回数が最小となるよう調整を行うこと。なお、収集の際は本学係員が立ち会いを行うため、当該係員が対応可能な時間中に完了するよう調整を行い、収集作業にあたっては、積み込み・運搬その他作業が安全に実施できるよう人員を配置すること。収集作業終了後は廃棄物置場の清掃及び後片付けを十分に行うものとする。

また、基礎工学研究科及び豊中共創棟A、理学研究科においては、別途、試薬空き瓶の回収日を2ヶ月に1回以上設けるものとする。試薬空き瓶の回収時は、排出状況等を本学係員と共に検査し、収集するものとする。

8. 収集運搬業者及び中間処理業者は、法第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織使用事業者が使用する電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）に加入しているものとし、それを証するものとして、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの発行する電子マニフェストシステムの加入証の写しを発注者に提出するものとする。

9. 発注者は、電子マニフェストシステムにより収集作業前に必要事項の予約登録を行うものとする。

10. 収集運搬業者は、電子マニフェストより印刷した受渡確認票を作業当日に用意し、各部局立会者と数量確認を行ったうえで数量を記入し、検査職員の補助者（別紙2参照）に提出するものとする。

11. 発注者は、廃棄物の引渡し後、原則当日中に予約登録を電子マニフェストシステムにより、本登録を行うものとする。その後、収集運搬業者は、廃棄物の引渡しを受けてから3日以内に数量の修正を行い、さらに、運搬終了日から3日以内に運搬終了報告を行うものとする。中間処理業者は電子マニフェストシステムにより、中間処理終了後3日以内に中間処理終了報告を、最終処分業者から最終処分終了報告を受けた後3日以内に最終処分終了報告を行うものとする。但し、土・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）、廃棄物の引渡し日、運搬終了日、中間処理終了日及び最終処分業者から最終処分終了報告を受けた日は報告期限に含まないものとする。

なお、発注者から書面による業務完了報告書の提出を求められた際にはこれに速やかに応じるものとする。

12. 業務は、電子マニフェストシステムにて、中間処理終了報告の通知をもって完了とする。

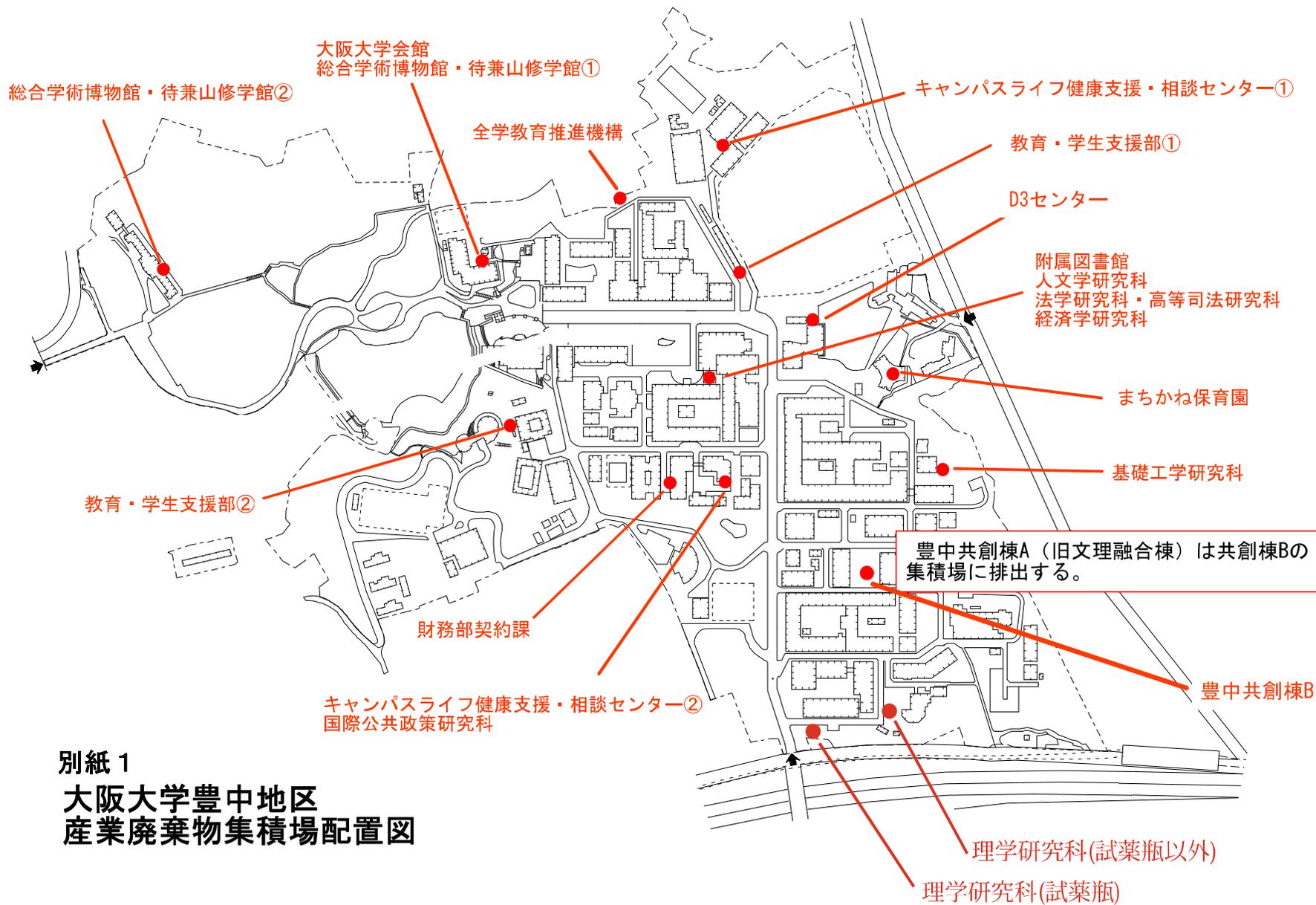
なお、運搬終了報告と中間処理終了報告については、マニフェスト情報を登録した日から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内に行うものとする。ただし、令和8年3月31日を超えてはならないものとする。

また、引き続き契約期間を令和9年3月31日まで延長した場合は、令和9年3月31日を超えてはならないものとする。

13. 受注者は、最終処分終了報告については、マニフェスト情報を登録した日から180日以内に完了するものとする。

14. 本業務を行ううえでの必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

15. その他詳細については、発注者と受注者の協議により行うものとする。



別紙 1
大阪大学豊中地区
産業廃棄物集積場配置図

別紙2

検査職員の補助者及び担当係一覧

部局名	住所	監督職員および検査職員の補助者	担当係
基礎工学研究科	豊中市待兼山町1-3	基礎工学研究科契約係長	基礎工学研究科契約係
附属図書館	豊中市待兼山町1-4	附属図書館図書館企画課会計係長	附属図書館図書館企画課会計係
人文学研究科	豊中市待兼山町1-5	人文学研究科豊中事務部契約係長	人文学研究科豊中事務部契約係
法学研究科・高等司法研究科	豊中市待兼山町1-6	法学研究科・高等司法研究科会計係長	法学研究科・高等司法研究科会計係
経済学研究科	豊中市待兼山町1-7	経済学研究科・国際公共政策研究科会計係長	経済学研究科・国際公共政策研究科会計係
全学教育推進機構	豊中市待兼山町1-16	全学教育推進機構等会計第一係長	全学教育推進機構等会計第一係
キャンパスライフ健康支援・相談センター	豊中市待兼山町1-17 豊中総合学館2階	キャンパスライフ健康支援・相談センター会計係長	キャンパスライフ健康支援・相談センター会計係
国際公共政策研究科	豊中市待兼山町1-31	経済学研究科・国際公共政策研究科会計係長	経済学研究科・国際公共政策研究科会計係
教育・学生支援部	豊中市待兼山町1-10	教育・学生支援部学生・キャリア支援課 学生支援第二係長	教育・学生支援部学生・キャリア支援課 学生支援第二係
D3センター	豊中市待兼山町1-32	情報推進部情報企画課会計係長	情報推進部情報企画課会計係
大阪大学会館	豊中市待兼山町1-16	財務部資産管理課資産運営係長	財務部資産管理課資産運営係
総合学術博物館・待兼山修学館	豊中市待兼山町1-20	共創推進部 博物館・適塾記念センター等事務室会計係長	共創推進部 博物館・適塾記念センター等事務室会計係
財務部契約課	吹田市山田丘1-1	財務部契約課契約総括係長	財務部契約課契約総括係長
まちかね保育園	豊中市待兼山町1-18-3	企画部ダイバーシティ推進課支援係長	企画部ダイバーシティ推進課支援係
豊中共創棟A(集積場は豊中共創棟B)	豊中市待兼山町1-2	財務部資産管理課資産運営係長	財務部資産管理課資産運営係
豊中共創棟A(集積場は豊中共創棟B)	豊中市待兼山町1-2	コアファシリティ機構事務室 専門職員	研究推進部研究企画課 コアファシリティ機構事務室
豊中共創棟A(集積場は豊中共創棟B)	豊中市待兼山町1-2	国際部国際学生交流課 インターナショナルカレッジ担当専門職員	国際部国際学生交流課 インターナショナルカレッジ担当
豊中共創棟A(集積場は豊中共創棟B)	豊中市待兼山町1-2	研究推進部 量子情報・量子生命研究センター事務室会計係長	研究推進部 量子情報・量子生命研究センター事務室
理学研究科	豊中市待兼山町1-1	理学研究科契約係長	理学研究科契約係

請負契約書(案)

請負の表示 大阪大学豊中地区産業廃棄物収集運搬処理業務 一式

請負代金額 収集運搬料(圧縮不可な産業廃棄物)

1 m³あたり単価 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

収集運搬料(圧縮可能な産業廃棄物)

1回あたり単価 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学 理事 福田 祐一 と収集運搬業者 との間において、上記の請負代金額で次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 収集運搬業者は、別紙仕様書及び図面に基づいて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、国立大学法人大阪大学豊中地区の産業廃棄物の適正な収集運搬を行うものとする。

第2条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

なお、契約期間満了の60日前までに、発注者及び収集運搬業者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き契約期間を令和9年3月31日まで延長するものとする。

第3条 収集運搬業者は、図面に記載の集積場より産業廃棄物を収集運搬するものとし、別表に記載の収集運搬業者の指定する中間処理業者(以下、「処理業者」という。)の処理地へ専用運搬車により搬入するものとする。

第4条 収集運搬業者は、関係法令による許可業務の範囲の変更等、業務の適正処理に影響を及ぼす事項について変更があった場合には、それらの事項を直ちに発注者に通知するものとする。

第5条 産業廃棄物の種類及び予定数量は別紙仕様書のとおりとする。

第6条 請負代金は毎月支払うものとし、毎月の請負完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第7条 請負代金は、当該月の収集運搬業者及び処理業者の請負完了後、収集運搬業者が代表して請求するものとする。

第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学財務部契約課役務係に送付すべきものとする。

第9条 発注者は、収集運搬業者及び処理業者間の請負代金の受払に関して一切責任を負わないものとする。

第10条 契約保証金は、免除する。

第11条 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を、あらかじめ収集運搬業者に提供しなければならない。情報提供は、「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」(平成25年6月)を参照)の項目を参考に行うものとする。

2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、収集運搬業者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、収集運搬業者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は収集運搬業者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

第12条 収集運搬業者は、この契約に係る業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務の一部について、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

第13条 収集運搬業者は、収集運搬作業に際し、発注者の建物及び付帯設備に破損又は損傷を与えないよう、注意義務を怠ってはならない。

第14条 収集運搬業者は、前条にもかかわらず破損又は損傷を与えた時は、賠償の責を負うものとする。

第15条 収集運搬業者は、作業の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。

第16条 発注者及び収集運搬業者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができるものとする。

第17条 前条によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた廃棄物の運搬を収集運搬業者が完了していないときは、当該廃棄物を発注者・収集運搬業者双方の責任で運搬した後でなければこの契約は解除できないものとする。

第18条 収集運搬業者は、この契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

第19条 収集運搬業者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第20条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第21条 この契約について、発注者と収集運搬業者の間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第22条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と収集運搬業者とが協議し定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者と収集運搬業者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は、2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

(電子署名の場合)

上記契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 年 月 日

発注者 吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学
理事 福田 祐一

収集運搬業者

別表

収集運搬業者の有する許可の範囲

区分	
許可都道府県・政令市	
許可番号	
許可の有効期限	
事業の範囲	
許可の条件	

収集運搬業者が指定する中間処理業者の有する許可の範囲

氏名	
住所	
区分	
許可都道府県・政令市	
許可番号	
許可の有効期限	
事業の区分	
許可の条件	
事業場の名称	
事業場の所在地（運搬の最終目的地）	

氏名	
住所	
区分	
許可都道府県・政令市	
許可番号	
許可の有効期限	
事業の区分	
許可の条件	
事業場の名称	
事業場の所在地（運搬の最終目的地）	

別紙

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

請負契約書(案)

請負の表示 大阪大学豊中地区産業廃棄物収集運搬処理業務 一式

請負代金額 処理料(圧縮不可な産業廃棄物)

1 m³あたり単価 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

処理料(圧縮可能な産業廃棄物)

1 kgあたり単価 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学 理事 福田 祐一 と中間処理業者 (以下「処理業者」という。)との間において、上記の請負代金額で次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第1条 処理業者は、別紙仕様書に基づいて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、国立大学法人大阪大学豊中地区の産業廃棄物の適正な処理を行うものとする。
- 第2条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
なお、契約期間満了の60日前までに、発注者及び処理業者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き契約期間を令和9年3月31日まで延長するものとする。
- 第3条 処理業者が発注者から委託を受けた産業廃棄物を処理する場所及び処理方法は、別表のとおりとし、中間処理後の廃棄物は処理業者が責任をもって処理するものとする。
- 第4条 処理業者へ搬入する産業廃棄物の収集運搬は、別表に記載の処理業者が指定する収集運搬業者(以下「収集運搬業者」という。)が行うものとする。
- 第5条 処理業者は、関係法令による許可業務の範囲の変更等、業務の適正処理に影響を及ぼす事項について変更があった場合には、それらの事項を直ちに発注者に通知するものとする。
- 第6条 産業廃棄物の種類及び予定数量は別紙仕様書のとおりとする。
- 第7条 請負代金は毎月支払うものとし、毎月の請負完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第8条 請負代金は、当該月の収集運搬業者及び処理業者の請負完了後、収集運搬業者が代表して請求するものとする。
- 第9条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学財務部契約課役務係に送付すべきものとする。
- 第10条 発注者は、収集運搬業者及び処理業者間の請負代金の受払に関して一切責任を負わないものとする。
- 第11条 契約保証金は、免除する。
- 第12条 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を、あらかじめ処理業者に提供しなければならない。情報提供は、「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」(平成25年6月)を参照)の項目を参考に行うものとする。
2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、処理業者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
なお、処理業者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は処理業者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
- 第13条 処理業者は、この契約に係る業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務の一部について、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 第14条 処理業者は、作業の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。
- 第15条 発注者及び処理業者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができるものとする。

第16条 前条によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた廃棄物の処理・処分を処理業者が完了していないときは、当該廃棄物を発注者・処理業者双方の責任で処理・処分した後でなければこの契約は解除できないものとする。

第17条 処理業者は、この契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

第18条 処理業者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第19条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第20条 この契約について、発注者と処理業者の間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁判により、これを解決するものとする。

第21条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と処理業者とが協議し定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者と処理業者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は、2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

(電子署名の場合)

上記契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 年 月 日

発注者 吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学
理事 福田 祐一

処理業者

別表

処理業者の有する許可の範囲

区 分	
許可都道府県・政令市	
許可番号	
許可の有効期限	
事業の範囲	
許可の条件	

処分の場所、方法及び処理能力

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

最終処分地

項番	許可番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

処理業者が指定する収集運搬業者

名称	
住所	
区分	
許可都道府県・政令市	
許可番号	
許可の有効期限	
事業の範囲	
許可の条件	

別紙

個人情報取扱の特記事項

（基本的事項）

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密保持）

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（保管及び搬送）

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（再委託の禁止）

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（契約目的以外の利用等の禁止）

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

（事故発生時の報告義務）

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の返還等）

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

（適正な管理）

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

（違反した場合の措置等）

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。